

参考資料6

設備								建 物	種 類
建物 附属								建 物	種 類
アーケード又は日よけ設備	木骨モルタル造のもの	木造又は合成樹脂造のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	レンガ造、石造又はブロック造のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	構造又は用途	
主として金属製のもの その他のもの	飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 旅館用又はホテル用のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 旅館用又はホテル用のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 旅館用又はホテル用のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 旅館用又はホテル用のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 旅館用又はホテル用のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 旅館用又はホテル用のもの 魚市場用又はと畜場のもの 公衆浴場のもの	飲食店用又は貸席用のもの 延べ面積のうち木造内装部分の面積が三割を超えるもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうち木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他の面積が三割を超えるもの 魚市場用又はと畜場のもの 公衆浴場のもの	細目	
— 八五	— — — — 一五五九	— — — — 二七七〇	— — — — 五七九九	— — — — 二二二二 九四五五	— — — — 二二三三 七九一一	— — — — 三三三三 〇四六八	— — — — 三三三三 —八九一 四三一四	耐用年数 (年)	

										構築物	車両及び運搬具	機械及び装置
下水道用のもの	娯楽業用設備	浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	倉庫業用設備	総合工事業用設備	利採取業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	特殊自動車（この項には機械及び装置の含まない。）	下水道のもの	庭園 引湯管
ポンプ設備 滅菌設備 計量器 荷役設備 処理機械設備 その他 主として金属製のもの 主として木造のもの	遊園地用設備									救急車及びレントゲン車 モータースイーパー及び除雪車 トラックミキサー、レッカーその他 特殊車を架装したものの 小型車（総排気量が二リットル以下のもをいう。） その他のもの	下水管渠、人孔及び枳 阻水扉及び防潮扉 処理設備 処理設備附属管弁 送泥管 濾床 消化槽 ガス槽	
一 八七	七	一 三	八	一 〇	一 四	一 二	六	六	六	四三 四五	三 〇 四 〇 四 〇 三 〇 三 五 三 〇 五 〇 〇	一 二 〇 〇

注 次の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

浄化槽	下水道用機械及び装置のうち、ポンプ設備、滅菌設備、計量器、荷役設備、処理機械設備	下水道用構築物のうち、阻水扉、防潮扉、処理設備附属管弁、送泥管、濾床、消化槽、ガス槽	下水道用構築物のうち、下水管渠、人孔、楯、処理設備	構築物、機械及び装置又は浄化槽	耐用年数(年)
					二八
					二〇
					三三
					五〇

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	陳列架及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他の家具 接客用のもの その他のもの 主として金属製のもの 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。) じゅうたんその他の床用敷物 接客用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	光学機器	望遠鏡	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五
生物	動物 植物 魚類 鳥類 その他のもの	たつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ゴ、しょうぎ、まあじゃん、その他遊戯具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	音楽又はスポーツ器具	望遠鏡	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五	一五 八五